**（参考）１箇月及び２暦日の拘束時間の延長に関する協定書（例）**

**（車庫待ち等の隔日務勤のタクシー運転者）**

　○○タクシー株式会社代表取締役○○○○と○○タクシー労働組合執行委員長○○○○（○○タクシー株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第２条第２項第３号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１　本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所（又は○○駅）において待機する就労形態のものとする。

２　１箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 270時間 | 262時間 | 268時間 | 262時間 | 268時間 | 262時間 | 262時間 | 268時間 | 268時間 | 270時間 | 262時間 | 268時間 |

３　２暦日の拘束時間に関し、22時間を超える回数及び２回の隔日勤務を平均し隔日勤務１回当たり21時間を超える回数の合計は、１箇月について５回以内とする。また、夜間４時間以上の仮眠を与えることとする。

４　上記３を満たす場合において、２暦日の拘束時間を24時間まで延長するものとする。また、この場合において、１箇月の拘束時間は、下の表のとおり、上記２の表の各月に10時間を加えた時間とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 280時間 | 272時間 | 278時間 | 272時間 | 278時間 | 272時間 | 272時間 | 278時間 | 278時間 | 280時間 | 272時間 | 278時間 |

５　本協定の有効期間は、○年４月１日から○年３月31日までとする。

　　○年○月○日

以上

○○タクシー労働組合執行委員長　○○○○　印

（○○タクシー株式会社労働者代表　○○○○　印）

○○タクシー株式会社代表取締役　○○○○　印